

**公益財団法人高知県観光コンベンション協会役員の報酬
並びに評議員及び役員の費用に関する規程**

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

**公益財団法人高知県観光コンベンション協会役員の報酬
並びに評議員及び役員の費用に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員の報酬並びに評議員及び役員の費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 協会は、常勤の理事に対して、職務執行の対価として報酬を支給する。

2 常勤の理事に対する報酬は、月額報酬と期末報酬に区分して支給するものとし、月末報酬及び期末報酬の額は、別表に定める年間報酬額を超えない範囲で、理事会の承認を得て、会長が定めるものとする。

3 常勤の理事が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、高知県を定年又は勧奨により退職し、常勤の理事に就任したものについては支給しない。

退職手当の額及び支給方法は、評議員会の決議を経て会長が定める。

4 第2項の規定にかかわらず、高知県から派遣された常勤の理事に対する報酬の額は高知県の職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「給与条例」という。）の例により算定した、管理職手当、単身赴任手当、勤勉手当、時間外手当、休日勤務手当及び管理職特別勤務手当の合計額（給与条例以外の条例等により各手当の算定に変動があるときは、当該条例等により算定した額を加除した額）とする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、報酬を辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

(費用の支給)

第4条 協会は、評議員及び役員に対して、その職務の遂行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給する。ただし、辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

2 前項にかかわらず、常勤の理事に対しては、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。

3 前2項に掲げる費用の計算方法については、公益財団法人高知県観光コンベンション協会旅費規程及び公益財団法人高知県観光コンベンション協会給与規程（以下「協会給

与規程」という。) の例による。

(報酬及び費用の支給方法及び支給日)

第5条 常勤の理事の報酬及び通勤に要する費用の支給については、法令等に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に振込み又は現金で支給する。

2 常勤の理事の報酬及び通勤に要する費用の支給日は、協会給与規程の例による。

3 評議員及び役員の費用（常勤の理事の通勤に要する費用を除く）については、会議等開催の都度、支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

常勤の理事の1人あたりの年間報酬額	600万円以下
-------------------	---------